

# 令和4年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月10日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

18番 小野 列子

欠席委員 2名

13番 小笠原 進

17番 中谷 徳善

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

## (6) 議 事

- 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
議案第19号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
議案第20号 五所川原市農業委員会処務規程の改正について  
議案第21号 五所川原市農業委員会の委員等の報酬に関する要綱(案)の承認について
- 報告第6号 農用地利用配分計画の認可について  
報告第7号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について  
報告第8号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

### 農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

### 農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

### 農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 3 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、6 番 秋谷委員、8 番 石岡委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地

係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年2月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、木村真也推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業7件、あおもり農業支援センター事業7件を適正に処理したことを報告いたします。

次に令和4年3月7日午前9時30分から、福土推進委員、高橋推進委員で五所川原地区の5条転用3件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転15件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 大字原子字紅葉、畑 3 筆、合計 3, 5 1 3 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 300,000 円の有償移転です。
- 2 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、2, 2 1 4 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 700,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字下岩崎字駒返、田 3 筆、合計 5, 7 2 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 1,400,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字長富字二之沢添、田 3 筆、合計 3, 8 2 5 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 946,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字一野坪字馬繫場ほか、田 3 筆、合計 7, 0 8 2 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 1,890,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字高野字広野、田 1 筆 1 0, 2 0 6 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 2,000,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字高野字広野、田 3 筆、合計 7, 4 8 7 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 1,497,400 円の有償移転です。
- 8 番 大字鶴ヶ岡字唐橋ほか、田 2 筆 合計 4, 7 0 3 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 400,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字中泉字松枝、田 1 筆 1 6 3 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 60,000 円の有償移転です。
- 1 0 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆 1, 9 5 7 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 97,850 円の有償移転です。
- 1 1 番 大字神山字殊ノ峰、畑 2 筆 合計 4, 0 2 8 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 300,000 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字七ツ館字虫流、田 4 筆 合計 6, 9 3 8 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 650,000 円の有償移転です。
- 1 3 番 大字下岩崎字駒返、田 2 筆 合計 1, 4 9 6 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 15,000 円の有償移転です。
- 1 4 番 大字高野字柳田、畑 1 筆 1, 7 7 2 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 250,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 若葉一丁目、田 1 筆 2, 2 7 4 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 600,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第16号についての説明が終わりました。  
所有権移転5番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転5番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転5番以外について原案のとおり許可いたします。

議 長 つづきまして、所有権移転5番について審議いたします。  
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番、小野委員は退席をお願いいたします。

小野委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転5番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転5番について原案のとおり許可いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第17号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第17号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権設定1件、所有権移転2件です。

8ページをご覧ください。

1番 大字吹畑字藤巻、畑1筆、77m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅建築により敷地の一部として使用するための転用です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.9kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている、第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地であると判断されます。申請人は現在、義理の父所有の住宅に同居しているが、子供の成長に連れて手狭となり、現在の居宅が老朽化のため、住宅を建築する土地を探していたが、父所有の土地を譲り受け住宅を新築する際に一部が農地の敷地になるため今回の申請に至りました。北側は農地、西、東、南は宅地、北側にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用でき

るものと判断される。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

## 2 番 大字米田字八ツ橋、田 2 筆、1, 305 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は駐車場及び園庭の拡張です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 2.1 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha 以上の規模の一団の農地区域にあり第 1 種農地であると判断され不許可の例外として既存敷地の拡張に該当します。申請者は保育園を経営しているが、駐車場及び園庭が手狭の状態であり、今後、待機児童を解消する為、児童を増やすとなれば、不足している駐車場や体験農園等に利用する計画であり、保育園施設の環境を整える必要があると考え申請に至ったものであります。北、西側は農地、東側は保育園、南は道路、北、西側には L 型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

## 3 番 大字長橋字橋元、田 1 筆、893 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗兼住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南へ約 1.2 km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている、第 1 種低層住居専用地域にある農地であるため、第 3 種農地であると判断されます。申請人は、野菜即売所経営のため該当地を探していたが譲渡人が所有する休耕田を譲り受けることになり申請

に至ったものです。周囲には居宅が多いことから周辺住民生活に貢献でき、交通量も多く、地域住民の利便性も考慮し最適な場所にあたり許可相当であると判断されます。西側は市道に接し、北・南側は水路に面しているがL難擁壁を施し、土砂の流出を防ぎます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、9ページを御覧下さい。

議 長 議案第17号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第17号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第17号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 10ページをご覧ください。

議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の

規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定52件、所有権移転16件です。

11ページ、番号1番から37ページ52番までの利用権設定52件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

38ページ、番号1番から45ページ16番までの所有権移転16件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第18号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第18号の1番・34番・37番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第18号の1番・34番・37番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第18号の1番・34番・37番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、6番 秋谷委員には退席をお願いいたします。

秋谷委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

6番 秋谷委員の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定34番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、1番 金谷委員には退席をお願いいたします。

金谷委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長           ご質問がないようですので、利用権設定 3 4 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声あり)

議 長           ご意義がないようですので、利用権設定 3 4 番について原案のとおり決定いたします。

1 番 金谷委員の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定 3 7 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 8 番 小野委員には退席をお願いいたします。

小野委員       (退 席)

委 員           (な し)

議 長           ご質問がないようですので、利用権設定 3 7 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声あり)

議 長           ご意義がないようですので、利用権設定 3 7 番について原案のとおり決定いたします。

1 8 番 小野委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第 1 9 号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 46 ページをご覧ください。

議案第19号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。件数は7件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

- 1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬雲雀野、田1筆、期間は3年。借り賃は10aあたり20,800円です。  
受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に隣接です。
- 2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬雲雀野ほか、田13筆、期間は6年。借り賃は10aあたり25,000円です。受け手の決定理由は、受け手の変更です。
- 3 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬雲雀野、田9筆、期間は7年。借り賃は10aあたり120kgです。受け手の決定理由は、受け手の変更です。
- 4 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬駒留、田5筆、期間は3年。借り賃は10aあたり25,000円です。受け手の決定理由は、受け手の変更です。

5番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬萩元、田3筆、期間は3年。借り賃は10aあたり16,700円です。受け手の決定理由は、受け手の変更です。

6番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町中柏木鎧石ほか、田28筆、期間は9年。借り賃は10aあたり25,000円です。受け手の決定理由は、受け手の変更です。

7番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬雲雀野ほか、田17筆、期間は7年。借り賃は10aあたり25,000円です。受け手の決定理由は、受け手の変更です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議長 議案第19号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第19号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)



議 長           ご質問がないようですので、議案第20号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員           （異議なしの声あり）

議 長           ご異議がないようですので、議案第20号について原案のとおり承認いたします。

議 長           つづきまして、議案第21号「五所川原市農業委員会の委員等の報酬に関する要綱（案）の承認について」を議題とします。

                  参与から説明をお願いします。

参 与           50ページをご覧ください。

                  議案第21号「五所川原市農業委員会の委員等の報酬に関する要綱（案）の承認について。

                  提案理由 五所川原市農業委員会の委員等の報酬に関する規則第2条、第3条及び第4条に定める農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員並びに農地利用最適化推進委員の活動実績に関し必要な事項を定めるため要綱を制定したいので承認を求める。

                  51ページをご覧ください。大事だと思われる部分だけを、はしょって説明したいと思います。

                  第2条中、活動実績の算定方法は次の方法により算定した額とする。

                  （1）対象となる活動に要した時間の時間数に1000円を乗じて得た額とする。

                  別表をご覧ください。左側が区分になっていて、ア、イ、ウに分かれ、右側で月額上限が5000円、6000円、7000円となります。上限額の違いは農地集積・集約化のための活動割合によります。この活動割合とは、5

2 ページをご覧ください。(注) 農地集積・集約化のための活動割合は、事業実施年度の4月1日から12月末日までの活動日数により算出する。とあります。

難しい要綱になっていますが、「この要綱決めればどうなるの？」と言う意見があると思います。簡単に言いますと、皆様及び最適化推進委員の活動実績額は、①から③の活動が対象になり、1時間あたり1000円で、月額の上限が5000円、6000円、6000円から7000円の3種類がありますが、活動割合は4月から12月までの皆様の①から③の活動により決まるため、決定するまで、仮の上限を5000円とし、活動割合が決定後精算支給するための要綱です。 以上です。

議 長 議案第21号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第21号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第21号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第16号から議案第21号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他に何かございませんか。

議長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 \_\_\_\_\_

(秋谷 諭)

6 番委員 \_\_\_\_\_

(石岡 清一)

8 番委員 \_\_\_\_\_